

コンタクトレンズ 診療費に関するお知らせ

○ 当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届出をおこなっています。

○ コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査をおこなった場合は、検査料として 200 点を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記コンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

○ 初診料および再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院にて初めて診察を受けられる方は初診料 291 点を、それ以外の方は再診料 75 点を算定しています。

※過去に当院関連施設でコンタクトレンズ検査料を算定されている方は再診料 75 点を算定いたします。

○ コンタクトレンズの診療をおこなう医師の氏名

立花 都子

眼科診療経験：33 年（2024 年 2 月現在）

上記ご不明な点はお相談ください。